

評議会メンバー候補者選定申し合わせ

評議会メンバー候補者選定にあたっては、本申し合わせを参照のうえ、選定すること。
なお、各事項については、毎年理事会において確認を行う。

1. 「本部代表評議会メンバー」は、理事（部門長、支部長を除く）、監事、本部代表評議会メンバーの経験者等の中から選出する。
2. 「部門代表評議会メンバー」は、部門役員、部門委員、部門の各種委員会委員長および部門代表評議会メンバーの経験者等の中から、各部門3名を選出する。
3. 「支部代表評議会メンバー」は、支部役員、支部代表評議会メンバーの経験者等の中から、各支部2名を選出する。
4. 「事業維持員代表評議会メンバー」は、出資口数等を考慮して理事会で選出する。
5. 評議会メンバーを退任してから2年以内のものおよび名誉員は、評議会メンバー候補者の対象外とする。

(改廃等)

1. 平成3年3月、理事会において承認。
2. 平成19年4月、理事会において一部改正。